

別紙 1 審査基準

審査基準は下表のとおりとする。

評価項目		審査基準	配点
1	事業内容及び実施方法		(70/100)
	①事業の目的・趣旨との整合性	・事業の目的及び趣旨との整合性が取れているか。	10
	②事業内容の妥当性	・県農林水産業の振興事業として妥当な内容か。 ・業務内容及び業務量に応じた経費の積算か。	15
	③実施方法の妥当性	・実施方法に具体性があり、実現可能か。 ・より多くの事業者及びバイヤーの参加が見込まれる実施方法か。	15
	④独創性、創意工夫の有無	・商談が円滑にできるよう工夫された内容となっているか。	15
	⑤フォローアップの内容	・参加事業者が今後の取組に活かせるよう効果的なフォローアップ内容となっているか。	15
2	事業実施主体の適格性		(30/100)
	①実施体制の適格性	・業務遂行に必要な組織、人員を有しているか。	10
	②知見、専門性等の有無	・当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか。	10
	③実績の有無	・当該事業と同様の事業の過去の契約実績はどの程度のものか。	5
	④経理処理能力の適格性	・事業を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか	5
合計			100